

※収支報告書は、提出されたものが、そのままインターネット上において公表されます。

令和 3 年分 /
(開催分)

収 支 報 告 書

いしぞと ひろおみ ちろしんかい
石関 ひろおみ 後援会

(ふりがな)
1. 政治団体の名称

2. 主たる事務所の所在地

3. 代表者の氏名

4. 会計責任者の氏名

さいたま市緑区三室 691-1

石関 洋臣

石関 美津子

事務担当者の氏名

石関 美津子

(電話)

048-873-8481

※必ず、連絡がとれる事務担当者及び連絡先を記載してください。



政治団体の区分

- 政 党
 政 党 の 支 部
 政 治 資 金 団 体
- 政治資金規正法第 18 条の 2 第 1 項の規定による政治団体
 その他の政治団体
 その他の政治団体の支部

活動の区分

- 2 以上の都道府県の区域等
 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無

- 有
 無

公職の種類 (現職・候補者の別)

(現職・候補者等)

資金管理団体の届出をした者の氏名

国会議員関係政治団体の区分

- 政治資金規正法第 19 条の 7 第 1 項 第 1 号に係る国会議員関係政治団体
 政治資金規正法第 19 条の 7 第 1 項 第 2 号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名

公職の種類 (現職・候補者の別)

(現職・候補者等)

※以下の欄は記入しないでください。

告示用コード				
3	0	0	9	0

団体コード				
2	1	1	9	8

収 受	入 力	枚 数	
2024		4	

資金管理団体の指定の期間

令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

国会議員関係政治団体に関する
特例の適用期間

令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入金ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

宣 誓 書

添 付 書 類 (別添のとおり)


1. 領収書等の写し
2. 監査意見書 (政党及び政治資金団体に限る。)
3. 政治資金監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 ⁴年 5月 23日

政治団体の名称 石関ひろみ後援会

会計責任者の氏名
(記名押印又は署名すること。)

石関美津子 

※ 以下、解散の場合のみ代表者も記名押印又は署名すること。

代表者の氏名